

# 第4次 草津市生活排水対策推進計画<説明資料>

## 1. 生活排水対策推進計画とは

「水質汚濁防止法」に基づき、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、必要な対策等を推進するための計画である。

## 2. 計画策定のポイント

計画期間の終了に伴い、法改正による掲載項目の変更にあわせて、当計画に関連の深い草津市下水道事業第9期経営計画との整合を図り、計画の内容を見直した。

- 法改正（現計画(第3次)策定後、水濁法改正で掲載義務事項が変更）

掲載する項目	改正前	改正後
生活排水対策の実施の推進に関する基本的事項	○	○
生活排水処理施設の整備に関する事項	○	○
生活排水対策に係る啓発に関する事項	○	△（努力義務）
その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項	○	×

## 3. 河川の目標水質

### ■目標

本市の代表的な河川については、国の環境基準、草津市河川水質に係る環境管理基準を目標とする。基準が設定されていない河川については、「多様な生物が息でき、親しみのある水辺環境の確保」を目標とする。

### ■目標水質

河川	適用基準	目標水質
十禅寺川、葉山川	国の環境基準 A類型	pH:6.5~8.5、BOD:2mg/L以下、 SS:25mg/L以下、DO:7.5mg/L以下 大腸菌群数:1,000MPN/100mL以下
伊佐々川、狼川、 伯母川、山寺川	草津市環境管理基準 B類型	BOD:3mg/L以下、T-N:1.0mg/L以下、 T-P:0.1mg/L以下

※伯母川、山寺川については、草津市河川水質にかかる環境管理基準を準用する

## 4. 計画期間

### ■計画期間について

本計画は、令和15年度を最終目標年度とするが、関連計画の時点修正等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

### ■関連計画との計画期間の比較



## 5. 目標達成に向けた施策

### ■生活排水処理施設の整備

- 公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を進めることによって、令和15年度には、水洗化・生活雑排水処理率100%を目指す。

### ■生活排水対策に係る啓発

- 上位計画である第6次草津市総合計画や、関連計画である草津市下水道事業第9期経営計画等に基づいて啓発を行うこととし、本計画においては、改めて啓発の具体的な内容については記載しない。